

2020年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案への回答

地方自治の推進	2
1. 市民自治のまちづくり	2
2. 政策立案過程への市民参加	3
3. 選挙投票率の向上・投票環境の整備	5
安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進	5
1. 安全な自転車のまちづくり	5
2. 公共交通	6
3. 持続可能なまちづくり	7
環境に配慮した住みやすいまちづくり	10
1. 原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくり	10
2. ごみ減量に向けて	13
3. バイオマスの利活用	19
4. 農薬・除草剤の使用について	20
5. 有害化学物質の削減について	21
農業政策の充実	22
1. ソーラーシェアリングについて認可基準を見直す	22
2. 就農者（特に女性農業者、家族経営農家）の実態把握を行う。	23
福祉の充実	23
1. 高齢者福祉	23
2. 障害児・者福祉	26
健やかに育つ環境づくり	29
1. すべての子どもに対し、学びの環境を整えるために	30
2. 学習について	31
3. 学校給食に関して	34

4. 学校施設の充実	35
5. 中学校における部活動を補完する文化・スポーツの体制整備	35
6. 多様な保育・幼児教育についての適切な支援と方針の策定	36
7. 「遊び」の大切さについての広報	37
男女共同参画の推進	37
1. 男女共同参画推進基本計画の「(仮)男女共同参画推進センター」を確実に設置する。	37
2. 職場の環境づくり	38
3. 学習会などの開催	38
4. 人間社会の多様性(ダイバーシティ)について理解を深め、推進体制を整備する。	38

地方自治の推進

市民参加推進に関するしくみづくりが整ってきている状況を評価します。今後、市民の市政への参加意識がより向上し日常的になるような取り組みを望みます。また職員については市民主体の市政運営を認識し、市民参加を常に意識されることを望み、以下を提案します。

1. 市民自治のまちづくり

1) 地域で問題解決できるコミュニティづくり

・地域コミュニティの活動を支える新たな仕組みづくり

つくば市では、区会を組織し加入者を増やすことやその活動を支えるのが「地域コミュニティ」についての取り組みとなっています。しかし、地域には区会だけでなくボランティアや市民グループなど多様な活動が行われています。住みよい地域づくりや市民が積極的に主体的に活動するためには、区会制度だけではない新たな仕組みを検討すべきです。そのようなコミュニティづくりの拠点となるのが、地域交流センター本来の役割です。

【回答：市民活動課、文化芸術課】

市では、地域コミュニティ活動支援として、区会に対しては区会加入促進及び新規区会設立など活動体制の支援を行い、地域で様々な活動を行っているボランティア団体や市民活動団体に対しては、市民活動センターとともに、各種相談支援やアイラブつくばまちづくり補助金等による活動支援等を行っています。

防犯・防災、環境、高齢者等支援、こどもの健全育成など様々な地域課題解決を図る上で、

地域コミュニティの重要性は認識していますので、今後も関係部署間で連携し、更なる支援について検討していきたいと考えています。

また、地域交流センターは、生涯学習活動や地域活動の拠点として利用されていますが、その機能を更に増やす場合、新たな仕組みに対応できるようにするため、体制強化や事務室の拡張なども含めて検討する必要があると考えています。

・TX沿線開発地域における地域交流センターなどの地域拠点の整備

現状貸館として機能している庁舎コミュニティ棟では、そのような役割を果たすには十分ではないと考え提案します。

【回答：文化芸術課】

TX沿線地区においては、開発に伴う人口の急速な増加が見られ、コミュニティ施設等の公益施設の設置が必要であることは認識しており、整備については、全庁的に進めていくと同時に、市民の意見等を伺いながら検討していきます。

2) 地区相談センターの充実

・より身近な相談窓口となるよう、地域交流センターに設置する。

【回答：地区相談課】

地区相談センターは、市民からの相談・要望に対して、庁内それぞれの関係部署と連携を図りながら、ワンストップ相談窓口としての機能を担うために、旧町村ごとに設置しています。現在のところ、相談センター（相談窓口機能）を増やす予定はありませんが、今後も地域の集まりなどに積極的に出向き、市民の皆様からお話を伺うなど、市民に寄り添う丁寧な対応を心がけていきます。

・地域の課題を市民自ら解決するために、各センターごとに報告会を開き地域内の話し合いにつなげる。

【回答：地区相談課】

地区相談センターの活動実績は、市長公約事業のロードマップや事務事業マネジメントシートなどを通じて公表していますが、その相談内容は、道路の補修や街灯・防犯灯の設置や修繕、ごみ対策などといった、生活に密着した要望や相談が大半を占めています。

より具体的な活動実績を知っていただくためにも、今後、事例報告書等の作成や、その報告方法を検討していきます。

2. 政策立案過程への市民参加

1) 「市民参加推進に関する指針」「パブリックコメント手続きに関する要綱」の条例化

【回答：企画経営課】

平成30年度(2018年度)から進めている市民参加推進の取組については、同指針に基づき、令和元年度(2019年度)に初めて、取組実施状況を行政経営懇談会に報告し、今後の改善に向けた御意見をいただきました。

今後、取組について必要な改善を行うとともに、同指針に定めるとおり、条例化も視野に入れながら検証を行います。また、パブリックコメント手続きについては、市民参加の手法の1つであることから、同検証の中で、併せて条例化を検討していきたいと考えています。

2) 附属機関の会議や懇談会等には「当事者」が委員として必ず入るようにする。

【回答：企画経営課】

附属機関や懇談会等では、各会議の設置条例や要綱等において、その目的や委員等を定めています。委員等の構成は有識者や学識経験者、市民を問わず、各審議会等に求められる目的により決められていますが、今後も引き続き、審議会等の性質に合わせて対応していきます。

3) 市民委員の公募について

・ 会議を始める前に委員向けオリエンテーションを開き、会議開催の趣旨、委員の役割、審議する内容(これまでの経過も含め)、提出後の答申の扱いなどについて把握できるように説明する。

【回答：企画経営課】

会議開催前のオリエンテーションについては、「つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱」において、審議会等を開催する前までに当該会議のスケジュール、目的、内容等について市民委員に説明を行うと規定しています。今後も引き続き、審議会等において活発に御発言いただくためにも、審議会等の所管課等に対し、より分かりやすい事前説明を実施するよう働きかけていきます。

・ 市民委員及び経験者の意見交換を行う。

【回答：企画経営課】

市民委員及び経験者の意見交換については、令和元年度(2019年度)中に開催を検討しており、次年度以降も継続して開催していきたいと考えています。

・ 応募状況の公表

【回答：企画経営課】

応募状況については、前年度市民参加実施状況とともに、市ホームページや広報紙等で公表いたします。

・ 募集しない会議について判断理由を明確に示す。

【回答：企画経営課】

市民委員の募集を行わない審議会等については、その判断理由を明確にし、令和元年度(2019年度)中に市ホームページにおいて公表いたします。

4) 会議公開について傍聴者への資料提供は配布を基本とし、閲覧や非公開の場合はその理由を明らかにする。

【回答：総務課】

公開とする会議の傍聴者への資料提供については、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」第8条において、資料(不開示情報が記載されているものを除く。)を傍聴人の閲覧に供することになっております。

現在でも、公開できない部分を除き、資料や概要資料を可能な限り閲覧に供し、希望者には配布するよう努めています。

3. 選挙投票率の向上・投票環境の整備

全ての有権者が、確実に投票できる環境づくりに努力して頂いております。引き続き検討していくよう以下の提案を行います。

1) 投票所について…選挙人の移動支援・移動投票所の検討

【回答：選挙管理委員会事務局】

選挙人の移動支援については、様々な方法を研究、検討していきます。現状では、移動投票所の必要性は低いと考えます。

2) 商業施設に設置された期日前投票所について、事前のPR・施設内の案内の充実

【回答：選挙管理委員会事務局】

期日前投票所の事前周知としては、投票所入場券、選挙ごとに発行する啓発紙「選挙だより」やホームページなどに、期日前投票所の場所、時間等を掲載しています。商業施設内については、管理者の協力を得ながらPRに努めていきます。

3) 投票時間の見直し…午後8時までとする

【回答：選挙管理委員会事務局】

投票時間については、これまでの選挙の投票状況をもとに、選挙管理委員会で決定していきます。

安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進

1. 安全な自転車のまちづくり

自転車専用レーンの設置について：専用レーンを全面に青い塗料で塗るのではなく、マークのみとか、一部のみを塗るとか、工夫する。(費用削減のため)

【回答：道路整備課】

現行の自転車専用通行帯については、十分な幅員が確保できない場所を除き、警察と協議の上、利用者の安全性向上を図るため、全面を青色のカラー舗装としています。今後、整備を検討する際には、費用の削減も考慮し、表示方法を警察と協議していきます。

2. 公共交通

公共交通については、可住面積が広いつくば市にとって、また高齢化が進んでいることなども考えれば大きな課題です。2018年、2019年とつくバスの改編、ルートの新設、つくタクのサービス改善、路線バスへの補助など、利便性が高まってきています。

さらなる利便性の向上を図るため、以下の点を提案します。

1) 公共交通活性化協議会の委員に公共交通を日常的に使っている市民を公募で募る。

【回答：総合交通政策課】

つくば市公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）に基づく法定協議会として、学識経験者や交通事業者などで構成されており、公平な立場で地区の皆様の意見を代弁していただけるよう、市民代表として各地区の代表区長6名を協議会委員に任命しています。公募による市民委員の増員については、すでに34名の協議会委員で構成されていることも踏まえ、継続して検討していきます。

2) 要望により新設したルートやバス停について、利用の実態を調べる。

利用目標、見直しの基準を示す。

【回答：総合交通政策課】

利用状況については、継続的にデータを蓄積し把握しています。利用目標や見直しの基準等については、つくば市公共交通活性化協議会で御意見をいただきながら、検討していきます。

3) 地域ごとの継続的な話し合いの場を設ける。

【回答：総合交通政策課】

令和元年(2019年)4月の公共交通改編では、22回行った地区別懇談会での御意見等を参考に、平成29年(2017年)7月に素案を作成し、平成30年(2018年)5月に全14回の地区別説明会を開催し、御意見をいただきました。地区別懇談会では、ワークショップ形式の話し合いの場を設けるなど、市民と直接意見交換を行いました。今後も、ワークショップ形式等の話し合いを必要に応じて行っていきます。

4) ルートや本数を変更する場合は、現状のままがよい人や初めから利用をあきらめている人の意見も反映できる方法を考える。

【回答：総合交通政策課】

無作為で抽出した2,000人の市民やつくバス・路線バス等の利用者を対象に、毎年アンケートによる調査を実施して、様々な御意見をいただいています。また、令和元年(2019年)4月の公共交通の改編にあたっては、地区別説明会における御意見のほか、市長へのたより、メールや電話等で様々な立場の市民から御意見をいただき、それらを踏まえた上で実施しました。すべての交通需要にお応えすることは難しいことですが、今後も幅広い市民の皆様からの御意見を伺いながら、誰もが使いやすい公共交通を目指します。

3. 持続可能なまちづくり

1) つくば市の魅力でもあるペDESTリアンや緑・公園を活かしたまちづくり

筑波研究学園地区の魅力でもあるペDESTリアンや街路樹・公園を活かしたまちづくりを希望する声がある一方、街路樹がうっそうとしているとか、自転車のスピードが出ていて危ないなどの課題がある。

センター広場だけでなくペDESTリアンや交流センター前の広場を活用した地域コミュニティづくりや残したい街路樹や緑について地域住民とともに検討する場を設ける。

【回答：学園地区市街地振興室】

研究学園地区は、高規格で広く豊かな空間を有したペDESTリアンデッキ、公園や広場などのパブリックスペースが多く整備されていることなどから、他都市には見られない特徴的な街並みを創出しています。

こうしたパブリックスペースは街の魅力の一つであると認識しており、それらを活用したにぎわいや魅力づくりが必要だと考えています。そのようなことから、平成23年(2011年)よりパブリックスペースを活用した様々な取組みを行っており、平成28年(2016年)には、「つくばペデカフェ推進要項」を制定し、地域の団体との協働による取組を進めているところです。

今後も引き続き、パブリックスペースを活用した街のにぎわいづくりや魅力づくりを進めていきたいと考えています。

2) 中心市街地(TXつくば駅周辺)のまちづくり

クレオ棟については事業者による再整備がすすみ、また中心市街地におけるエリアマネジメント策定や広大な公務員宿舎跡地(700番台、900番台)の二段階入札の準備が進められているところです。

市民からは、中高生の居場所、学習スペースの確保や市民活動センターの拡張の要望があります。また、イベントには人は集まっているが、住民が地域を盛り上げていく活動や地域資源を活かしたまちづくりが必要と考えます。

①市民フォーラムなど意見交換と同時に市民がまちづくりの主体となりうる取り組み、人づくりが必要と思われます。

- ・地域まちづくりグループ登録制度（5人以上）を周知する。
- ・まちづくり活動への支援・補助金制度の周知

【回答：都市計画課】

令和元年（2019年）7月に制度周知のため、地域まちづくり支援制度のパンフレット（配布）及びテキスト本（閲覧用）を市民活動センターや各地域交流センター等（計27か所）に設置しました。また、都市計画に対する興味をより深めてもらうことを目的とした市民対象の都市計画講座を実施する際には、地域まちづくり支援制度について紹介しているほか、市ホームページにおいても、同制度の内容や都市計画講座の実施状況などを掲載し、周知を図っています。

引き続き、本制度の周知に取り組んでいきます。

- ・まちづくりのための会合などは交流センターの使用料を免除

【回答：文化芸術課】

地域交流センターの使用料免除については、条例・条例施行規則で定められた団体等を対象としており、区会等で利用される場合には免除になります。現在、使用する目的による免除規程はありませんが、今後検討していきます。

②TXつくば駅周辺の意匠建築や文化施設の集積を活かす。

- ・観光案内板・観光マップ、バリアフリーマップを充実する。

【回答：広報戦略課、観光推進課、障害福祉課】

観光案内板・観光案内マップについては、つくば駅前広場に設置しています。今後は、QRコードによる多言語化や各施設の補足情報など、内容の充実を検討します。つくば駅地下通路の案内サインについては、令和元年（2019年）9月に地図を最新の内容に改める等のリニューアルを行いました。

また、つくば総合インフォメーションセンター観光案内所（BiViつくば1階）では、観光案内業務に加え、観光案内マップ等で豊富な観光情報を提供し、より一層のおもてなしを図っていきます。

TXつくば駅周辺のバリアフリーマップについては、全国障害者スポーツ大会の開催にあわせて作成したものを活用していきます。

- ・Wi-fi環境の整備をする。

【回答：文化芸術課、広報戦略課、科学技術振興課、スタートアップ推進室、中央図書館】

ノバホール、つくばカピオでは、Wi-Fi環境が整備されていませんので、施設の利用目的や利用者等の意見も伺い、検討していきます。

つくば総合インフォメーションセンターが入居する BiVi つくばにおいては、管理者の大和リース株式会社が無料 Wi-Fi を運用しています。

つくばイノベーションプラザでは、施設利用者を対象にした、Wi-Fi 環境を整備しており、利用希望者にはパスワードを提供し、御利用いただいています。

つくばスタートアップパークにおいても、コワーキングスペース(会員向け有料スペース)と交流スペース(どなたでも利用可能な無料スペース)の双方に、施設利用者を対象とした Wi-fi 環境を整備しております。

中央図書館では、Wi-Fi の普及促進及び災害時の連絡手段の一助を目的として SoftBank により Wi-Fi スポットが設置されています。無料 Wi-Fi 環境の整備については、これまで施設としての利用目的、必要性、費用対効果、優先順位等を考慮しながら検討してきましたが、多くの利用者から要望をいただいていることから、現在、整備する方向で検討を進めています。

・意匠建築物などの解説を掲示する。

【回答：学園地区市街地振興室、ジオパーク室】

つくば駅周辺には、つくばセンタービルを始め、著名な建築家が設計した建築物が多く存在しています。つくばセンター広場にある建築物やモニュメントには様々な石材が使用されており、筑波山地域ジオパーク推進協議会が実施しているジオツアーでは、その石材を用いた解説を行っています。これらを活かすことは、今後のまちづくりに重要であると考えていることから、各建築物の解説等については、今後、建築物所有者と検討したいと考えています。

・アイアイモールの空きテナントを一時的に学習などの居場所づくりや市民活動センタースペースとして利活用する。

【回答：学園地区市街地振興室】

つくばセンタービルについては、社会情勢や周辺環境等の変化により、その役割が変化してきていることから、市及び他の区分所有者とリニューアルに向けた検討を進めているところです。

その工事を見据え、アイアイモールについては、占用許可を令和3年(2021年)3月末をもって終了する予定としています。そのため、令和3年(2021年)3月までは活用が可能ですが、空きテナントとなっている多くの区画が、内装を完全に撤去していることから、活用には一定の整備が必要です。

新たな活用手法等の検討状況については、随時報告したいと考えています。

③公務員宿舎跡地の再整備について

・二段階入札が実現するよう、引き続き財務省に働きかける。

- ・また、二段階入札要望にあたっては、提案段階で市民にも知らせる。
- ・筑波大学アリーナ建設が決定した場合、早急に渋滞解消・交通安全等の検討・交渉をする。

【回答：学園地区市街地振興室】

国家公務員宿舎跡地の売却については、平成26年度(2014年度)に公表された売却スケジュールに基づき、関東財務局により順次地区計画を決定した上で売却が行われています。

平成25年(2013年)に提言された「つくば中心市街地再生推進会議最終報告」において、一部の宿舎については、二段階一般競争入札の導入を検討するとされていることから、関東財務局と協議を続けているところです。

特に吾妻二丁目の国家公務員宿舎2街区については、当初、「平成31年(2019年)・32年(2020年)に売却」と予定されておりましたが、関東財務局と当市で二段階一般競争入札に向けた具体的調整を行っている途上であることから、令和元年(2019年)6月に売却時期を未定としていただいたところです。

今後も、二段階一般競争入札の実現に向けて関東財務局との協議を続けるとともに、必要な段階で市民等にも情報提供したいと考えています。

筑波大学のアリーナの計画については、筑波大学において検討を進めていると聞いており、現時点では建設が決定していません。今後も密に情報共有していくとともに、建設を決定するにあたっては、周辺環境への影響等も考慮するよう調整を行っていきます。

環境に配慮した住みやすいまちづくり

1. 原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくり

1) 東海第二原発の事故防止・事故が起きた場合の対応について

①茨城県の避難計画の説明会を求める

【回答：危機管理課】

茨城県に申し伝えます。

②茨城県に対し、複合災害を想定した原子力災害対策の策定を求める

福島第一原発事故から明らかなように、原子力災害は多くの場合、震災等の複合災害になる可能性が高いと考えられる。茨城県の計画では、複合災害の場合については二次避難所のみでは震災によって道路や橋が通行不能になるなどインフラが破壊され、避難自体が困難になった場合の想定がされているのか不明です。現実には起きた東日本大震災と同様の災害が東海第二原発周辺で発生すると想定した対策を策定するよう、また策定が困難な場合はその旨を速やかに公表するよう、茨城県に対し申し入れを行う。

【回答：危機管理課】

茨城県に申し伝えます。

- ③原子力災害の心配のない市民生活を確保するため、東海第二原発の再稼働に反対する立場を、茨城県、経産省、日本原子力発電に対して申し入れる。

【回答：環境保全課】

原発は、市民の安全性の確保が確認されるまでは、再稼働すべきではないと考えます。

2) 放射能汚染対策

3.11福島第一原発事故は未だ収束しておらず、放出された放射性物質がどのような影響を与えるか未解明のままです。

- ①給食食材へ放射線の高い食材を使用しない

事故から8年が経過し、ヨウ素やセシウムの放射線量は低減していますが、未だ放射性物質が検出される食材があります。きのこ類、山菜類など、放射性物質が検出される食材は給食に使用しないようにする。

- ①②について昨年度に引き続き、継続して行う。

【回答：健康教育課】

給食食材の放射能検査は、平成23年(2011年)11月以降、継続して全量検査を毎回行っており、現在の放射線量の測定結果では、年月の経過とともに厚生労働省の基準値を大きく下回っている状況です。

今後もモニタリングを継続して行い、安全・安心な学校給食の提供に取り組んでいきます。なお、きのこ類については、学校給食における食物繊維の摂取、地産地消の推進等の観点から、安全性を確認しながら使用しています。

- ②除染した土の管理

事故発生後に、市や学校、先生の協力のもとで学校グラウンドや側溝の土などを除染し、学校敷地内に放射性物質が漏出しないように埋設して頂きました。時間が経つにつれ、埋設位置の情報がわからなくなること考えられます。引継ぎが確実に行われ、児童生徒が立ち入らないように対処する。

- ①②について昨年度に引き続き、継続して行う。

【回答：環境保全課】

埋設した場所の引継ぎが行えるよう、各施設にGPSによる埋設位置情報等を記載した図面を配布し、情報を共有しています。さらに、埋設地点は毎年空間放射線量の測定を実施し、ホームページに公開しています。児童生徒が立ち入らないように対処することについては、放射線量は十分低く、立入禁止にする必要はないと考えています。

3) 再生可能エネルギーの推進

原発にたよらない社会の構築に向け、つくば市でも再生可能なエネルギーの確保に向け推進していくことが必要です。原発が無くてもエネルギーは足りていますが、脱原発の方針を市民に浸透させるため、代替エネルギーの普及と省エネルギー対策の推進を行う。また度重なる自然災害により、遠隔地の大規模発電に頼ったエネルギー体制の脆弱性が明らかになりました。危機管理の視点からも、エネルギーの地産地消をより一層進める。

つくば市は「SDGs 未来都市」に選定されました。SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) の理念のもと施策を推進していくために、具体的な計画を立てて進めることが必要だと考えます。

①新たにつくば市全体の再生可能エネルギー推進の計画を立てる。

つくば市で利用できる再生可能エネルギーを検討し、導入計画・目標をたて実行する。特に、公共施設への導入について、防災の面からも検討し、計画をたて実行する。

【回答：環境政策課】

市域の低炭素化を進めるに当たっては、まず家庭や事業所の省エネを推進し、それぞれの必要性を考慮して、再生可能エネルギーの設置を推進するとともに、低炭素なエネルギーの購入を推進していきます。

再生可能エネルギーの普及促進については、昨今の再生可能エネルギーを取り巻く状況の急激な変化を注視して、省エネとあわせて検討します。

また、公共施設については、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、多面的なメリットを考慮した上で、導入を推進します。

②現在、実施している公共施設・個人住宅への太陽光発電設備・太陽熱利用設備の設置についても、それぞれの具体的な導入計画・目標をたて、それに沿って確実に実施する。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では「環境のみならず、経済、防災等の多面的なメリットを評価した上で、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進します。新設する施設については、災害時の使用等も含めて導入を必ず検討します。」とあります。

初期の建設コストだけでなく、ランニングコストや防災等のメリットも含め検討し、その検討結果を見える化する。

③新設施設のエネルギーを「再生可能エネルギーで賄えるような計画」を策定する。

【回答：環境政策課】

個人住宅については、平成15年度(2003年度)から実施されているクリーンエネルギー機器設置や低炭素住宅等への補助事業及び、啓発活動の効果により住宅への普及が進んでいます。

今後も、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中で、引き続き「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」に基づき低炭素なまちづくりを進めます。

公共施設については、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、多面的なメリットを考慮した上で導入を推進しますが、多面的なメリット、デメリットを統一的に見える化することは困難です。

なお、現状では再生可能エネルギーで新規施設のエネルギーを賄うには、多くの障壁があることから、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」に基づいた公共施設の新設を推進します。

- ④つくば市の施設への再生可能エネルギーの導入状況について、ホームページに掲載する。
H26年までは掲載されていますが、その後の状況を追加掲載する。

【回答：環境政策課】

情報の精査を行い、追加掲載を行います。

2. ごみ減量に向けて

現在、つくば市の最終処分場は市外の民間処分場に委託しています。その残余年数が5年を切りました。焼却灰は年間約11,000トン発生しており、焼却ごみの減量が喫緊の課題です。

新リサイクルセンターが稼働し、新たに容器包装プラスチックの回収が始まり、ごみ減量に対する市民の関心も深まっていることと思います。この機会を十分にいかし、ごみ削減を市の重要施策と位置付け取り組んでいただきたく、下記の施策を提案します。

1) 分別の徹底・推進

【現在回収している資源類の分別推進】

①燃えるごみの約14%をしめている資源可能な紙類の分別促進

- ・雑がみ回収袋を公共施設・学校・幼稚園・保育所などへも配布することで雑がみ分別の徹底を図る。

【回答：環境衛生課】

雑がみ回収袋については、要望に応じて公共施設や学校に配布していますが、より積極的に活用してもらえるよう、小学生のクリーンセンター見学の際のPRや公共施設への呼びかけなどを行っていきます。また、現在幼稚園や保育所への配布は行っていませんが、年間で作成可能な枚数に限りがあるため、雑がみ回収袋の在庫や配布状況を見て、配布の検討をしていきます。

- ・市役所以外の公共施設・学校などのシュレッダーごみの回収に取り組む。

【回答：環境衛生課】

公共施設・学校でのシュレッダーごみの回収については、公共施設・学校に対し取り組むよう働きかけていきます。

- ・小中学校での出前事業で紙類の分別を引き続き取り入れ、さらに啓発をすすめる。

【回答：環境衛生課】

小中学校での出前授業における紙類の分別の啓発は、引き続き注力していきます。

- ・事業系の紙類の回収を促進するため、雑がみ回収袋を配布することで啓発を図る。

【回答：環境衛生課】

事業所への雑がみ回収袋の配布は、数に限りがあるため、事業所にPRする際には、環境への影響だけでなく、コスト削減効果もあることをアピールし、回収袋以外の方法でも紙類の分別を促進していきます。

②古布類の分別促進

- ・古布類の分別について、現在より詳細なチラシをつくり周知する。

【回答：環境衛生課】

チラシの作成については、引き続き検討していきます。また、「令和2年度つくば市ごみの出し方カレンダー」において、ごみの分け方・出し方ガイドの内容を見直し、分別について現状よりわかりやすくなるよう努めます。

③プラスチック製容器包装の回収について

- ・容器包装プラスチックの回収については、市民への丁寧な説明を進める。広報紙だけのPRに留まらないよう様々な機会をつくる。
- ・自治会の集まり、PTAの集まり、市民活動の集まり、まつり、市民文化祭、環境フェスティバルなども有効に利用し、周知徹底を図る。
- ・その機会を利用し、容器包装プラスチック以外の資源類の回収についても分別徹底を働きかける。

【回答：環境衛生課】

プラスチック製容器包装に関するPRの取組としては、まつりつくば、区会回覧、広報紙、ホームページ、市内イベントでチラシや周知物品の配布を行ったほか、つくばくらしの会やつくば青年会議所などの各種団体等からも協力を得て、チラシを配布していただくなどの方法で周知を行いました。加えて、プラスチック製容器包装の分別方法を紹介する動画作成、市ホームページ内のプラスチック製容器包装の分別に関する内容の充実、家庭ごみ収集車に貼る周知用マグネットの作成、各交流センターや小中学校へのポスター掲示、市内スーパーの店舗へポスターの掲示・チラシの配布、ラヂオつくば放送、広報紙等を通じてPRを行ったほか、さらに幅広く周知するため、チラシを区会へ加入している全世帯に配布し、要望に応じて出前講座も実施しました。また、イベント等でPR活動をする際には、プラスチック製容器包装の分別収集開始のチラシと合わせて、雑がみ回収袋も配布するようにしています。

今後も、プラスチック製容器包装を含めた資源物に関する周知を積極的に行っていきます。

④事業所ごみの更なる分別徹底指導

- ・現在行っている搬入調査の頻度では、分別が徹底できていないと考えられる。調査の回数を増やし、徹底的な指導を行う。場合によっては、事業者を訪問し、分別の徹底につながるようにする。

【回答：環境衛生課】

令和元年度(2019年度)は前年度と同程度の搬入検査の回数を予定していますが、令和2年度(2020年度)は搬入検査の回数の増加を検討していきます。また、必要に応じて排出事業者への直接指導も行っていきます。

- ・過去の搬入調査では多量排出事業者以外の事業所からの燃やせるごみに、資源類が混入している状況が明らかになっているので、先進自治体の例などを参考に、分別収集の仕組みを整える(例えばオフィス町内会など)。

【回答：環境衛生課】

資源物の混入については、他自治体の例を参考にしながら、分別が徹底される体制を検討していきます。

- ・多量排出事業者から出されている一般廃棄物減量等計画書に従って聞き取りなどを行う。

【回答：環境衛生課】

多量排出事業者には、一般廃棄物減量等計画書のほか、事業系ごみの削減を推進するために、各事業所で行っている事業系ごみ減量化・資源化の取組についても、別途情報提供していただいています。その中で、効果的であったり、ユニークな取組については、市のホームページで紹介しており、分別の徹底に関する取組もいくつか紹介しています。今後も、事業所ごみの分別の徹底の周知を行うとともに、必要に応じて多量排出事業者への聞き取りなども検討していきます。

【新たな分別】

①シュレッダーごみ：市役所のシュレッダーごみは回収されリサイクルされてい

る。新たなストックヤードもできるので、市役所以外の公共施設から出るシュレッダーごみの回収にも取り組む。

【回答：環境衛生課】

公共施設や学校に対し、シュレッダーごみの分別に取り組むよう働きかけていきます。

②木くず類(剪定枝や板など)の分別回収を検討する。資源となるものはできる限りリサイクルに取り組む姿勢で、木くず類の再利用に取り組む。サーマルリサイクルではなく、焼却灰を減らしCO2削減の視点で再利用を検討する。

【回答：環境衛生課】

木くず類のリサイクルについては、現在、市内の民間処理業者が資源化を行っております。また、市で収集した分は、サステナスクエアにおいては、焼却熱を発電やウェルネスパークへの熱供給を行うサーマルリサイクルとして活用しておりますが、今後、木くず類の分別回収やサーマルリサイクル以外での再利用について、調査研究をしていきます。

③使用済み小型家電の回収品目を増やせないか検討する

国では現在小型家電としては28品目が指定されているが、つくば市では10品目の回収に留まっている。回収ボックスの他、クリーンセンターでの拠点回収を検討し、回収品目を増やす。

【回答：環境衛生課】

回収した小型家電については、リサイクル業者に売却し、市の財源となっておりますが、現状の10品目以外の品目については、価値が低いため、市が費用を負担して引き取ってもらう必要があることから、回収品目の拡大は難しいと考えています。引き続き、サステナスクエアでの拠点回収も含め、検討していきます。

【推進体制・広報】

①市民・事業者・行政が連携してごみ減量に取り組むため、「レジ袋削減懇談会」のような会をつくり、共に活動に取り組む。

【回答：環境衛生課】

市民や事業者との連携については、ワークショップに参加していただいた方や御協力をいただける市民団体の方などと連携し、必要に応じて懇談会を立ち上げ、様々な活動に取り組めるよう検討していきます。

②一部スーパーマーケットで行っている資源類回収を他店へも拡大できないか検討する。

例：仙台市、小平市のように「店頭回収」をすすめる。

【回答：環境衛生課】

市で収集した資源物については、売却し、市の財源となっております。しかしながら、資源類の回収を行うスーパーが増えることで市民のリサイクル意識が高まることも考えられますので、他店への拡大についても検討していきます。

③ホームページへの掲載内容について

・容器包装プラスチックの回収開始に当たり、ホームページの掲載内容がたいへん充実して、わかりやすくなった。ペットボトルのページも同様に、その行方がわかるような掲載をする。

【回答：環境衛生課】

プラスチック製容器包装と同様に、ペットボトルなどの資源物のホームページの掲載内容についても充実させたいと考えています。

- ・容器包装プラスチックのページに、スーパーマーケットなどでの回収を紹介し、そこへ出すことをすすめる。

(例：小平市の「店頭回収を利用しよう」、仙台市ワケルネットの「店頭回収～進めよう！お店に返すリサイクル～」などのようにホームページで紹介する)

【回答：環境衛生課】

現在、市ホームページのプラスチック製容器包装のページには、スーパー等での店頭回収を推奨する記載をしており、令和元年度(2019年度)に新たに作成したプラスチック製容器包装のチラシにも同様の記載をしています。今後、プラスチック製容器包装の分別について周知する際には、スーパー等での店頭回収の利用を推奨していきます。

- ・ごみ分別辞典やごみ分別アプリをホームページへ掲載する。

【回答：環境衛生課】

ごみ分別アプリについては、ごみの正しい排出方法の周知に有効であることから、現在、令和2年度(2020年度)からスマートフォン向けのアプリを配信できるよう準備を進めています。市のホームページやごみの出し方カレンダーなどにアプリのQRコードを掲載し、周知していきたいと考えています。

- ・その他の取り組みやホームページに掲載する内容については、仙台市の「ワケルネット」がわかりやすく、参考にしていきたい。

【回答：環境衛生課】

その他の取組やホームページに掲載する内容については、御提示いただきました仙台市のほか、他自治体も参考にし、掲載内容の変更を検討していきます。

2) 生ごみ減量施策

燃えるごみの約32%をしめる生ごみの減量

①生ごみの自家処理の推進

生ごみを自宅で処理できれば、焼却量を減らせるだけでなく、収集に伴う経費も節約できる。

簡単にできる方法を知らせるために、自宅で手軽にできる生ごみリサイクルの方法の講習会を開催する。(例えば、ダンボールコンポストモニター講習会などを行い、参加者には初心者セットを無料で配布することで実践者を増やすことを試みる。生ごみ処理容器の補助金2万円では1世帯ですが、ダンボールコンポストだったら、10世帯の実践者を増やすことにつながる。)ぜひ計画していただきたい。

【回答：環境衛生課】

近年の生ごみ処理機の購入補助金申請数は、順調に伸びている状況ですが、現状に満足せず、さらなる推進に取り組んでいきます。

生ごみリサイクルの講習会については、生ごみ処理機の購入補助金申請者にアンケートを行ったところ、希望者は少数でしたが、実物を見せながらのPRは効果的であると考えていますので、イベント等での生ごみ処理機やダンボールコンポストの展示、チラシの配布などを行っていきます。また、生ごみの家庭処理の推進により希望者が増加するようであれば、講習会の実施も検討していきます。

②生ごみのリサイクルを検討する（飼料化、ガス化、堆肥化など）。

【回答：環境衛生課】

生ごみのリサイクルについては、家庭での飼料化・堆肥化を優先事項と考えていますので、生ごみ処理機による家庭処理の推進をより積極的に行っていきたいと考えています。また、事業者に対しても排出抑制やリサイクルについて呼びかけていきます。

3) 啓発する際のポイント

- ・ごみ減量の必要性、つくば市ごみ処理の実態、リサイクル率の低さなどを市民に広くわかってもらう活動を組む。
- ・いつでもどこでもごみ減量をアピールする（まつり、自治会の集まり、区長会、タウンミーティング、PTA、市の各種イベント、出前講座、広報紙などあらゆる機会を利用する）。
- ・市民と行政がともに協力して「ごみ事情お知らせ隊」など積極的な広報活動を行う。
- ・ごみ減量のアピールには、処理の実態、リサイクル率の低さ、例えば仙台市の「WAKE UP（ワケアップ）」、横浜市の「ヨコハマ G30」「ヨコハマ3R夢（ヨコハマスリム）」などのように、どこでもいつでもごみ減量をアピールするキャッチフレーズをつくり、市民にごみ削減の必要性を訴える。
- ・つくば市のごみや資源類の流れを見える化する。回収量や資源売却金なども含め、集めたものがどのように処理されているか、どのようにリサイクルされているかわかるようにする。
- ・市民団体との連携を積極的にすすめる。

【回答：環境衛生課】

ごみの減量や分別については、広報紙、ホームページ、区会回覧、出前講座、小学4年生を対象としたリサイクル工場見学会やイベントにて啓発活動を行っています。そのほかにも、ラジオやテレビ出演・動画作成などによるPRも行っています。また、つくば市が委託している民間最終処分場の残余年数が残り少ないことを周知し、ごみ減量の必要性を理解してもらうとともに、最終処分量削減のため、熔融固化処理等により焼却灰のリサイクルに取り組んでいることも周知していきたくと考えています。

ごみや資源類の流れの見える化については、プラスチック製容器包装についてはホームページ、広報紙やチラシなどで、どのように処理されているかの周知を行ってきましたが、そのほかの資源物や燃やせるごみ、燃やせないごみについても、同様の周知をしていきたいと考えています。

令和元年度(2019年度)中にワークショップの開催を予定しており、その中でごみの排出抑制や分別についての御意見をいただければと考えています。また、ワークショップに参加していただいた方や御協力をいただける市民団体の方などと連携し、ごみに関する情報の拡散を行っていききたいと考えています。

4) 使い捨てプラスチックの削減に向けて

- ・まずは、市の審議会等でのペットボトル飲料提供をやめることで、削減に向けての市の姿勢を示す。一般廃棄物減量等推進審議会では、委員からの提案により、審議会でのペットボトル飲料提供をしないことになりました。それに合わせて、担当部である生活環境部所管の他の審議会でも同様にペットボトル飲料の提供を取りやめました。この取り組みを市の他の審議会やワークショップ等へも広げていき、まずはリデュースを実践するつくば市の姿勢をしめすことが必要だと考えます。

【回答：環境衛生課】

市の審議会等でペットボトル飲料の提供を控える取組については、生活環境部以外のほかの審議会やワークショップ等でも広まるよう働きかけていきたいと考えています。

- ・つくば市でのイベントやまつりなどで、リサイクル食器の使用を促す取り組みを検討する。

【回答：環境衛生課】

他自治体でのリユース食器の導入状況のほか、地域でのイベントに参加者がマイ食器を持ち寄るといった別の方法もあわせて調査・研究し、さまざまな面から総合的に検討していきます。

3. バイオマスの利活用

H23年に市で行ったバイオマス賦存量調査やH22年に3Eフォーラムのバイオマスタスクフォースで試算したバイオマス賦存量試算結果では、刈芝、剪定枝、家庭からの生ごみなどが多いことが示されています。下記の取り組みを進め、バイオマスを利活用し、循環型の社会をつくることを提案します。

- 1) 市内のバイオマスの賦存量・現在の処分方法を把握し、循環できる仕組みを構築する。量の多いものから燃やさないですむ方法を検討し、実践する。

【回答：環境衛生課、農業政策課】

バイオマスの利活用については、資源循環の仕組みの構築を関係機関と検討するとともに、民間主導による循環システムの取組状況も見据えながら、自主的な活動を促進するとともに民間企業の参入促進を図ります。

2) 刈り芝については、堆肥化ができるが、残留農薬、残留除草剤の問題がクリアできるか検討を始める。

【回答：農業政策課】

葉刈り芝の堆肥化については、平成28年度(2016年度)から個人農家及び芝生産業者を対象に、堆肥化に必要な発酵促進剤及び消石灰の配布を行い、葉刈り芝の新たな処分方法としての定着を推進してきました。今後は、残留農薬や残留除草剤等が農地に与える影響について、調査研究していきます。

4. 農薬・除草剤の使用について

販売店に協力してもらって農薬・除草剤購入者にチラシを配布してもらおう、という取り組みをすすめていただいたことは一歩前進でした。ただ、まだ販売店での認識が低い状態のようです。徹底した周知に協力いただくために引き続き以下の取り組みを行う。

1) 引き続き、協力店舗を増やす（全ホームセンター、全ドラッグストア）

【回答：農業政策課】

チラシを配布することにより、農薬・除草剤使用者に対する適正使用の啓発に繋がるため、今後も引き続き、農薬・除草剤の販売店に対し、チラシの配布を依頼していきます。

2) 「農薬」ではなく「除草剤」散布の際の注意事項として作成した市独自のチラシの周知をはかる。

【回答：農業政策課】

令和元年度(2019年度)は、農薬・除草剤の農薬取締法に基づく適正使用のチラシを市が独自で作成し、11月に地区回覧により周知しました。今後も引き続き、チラシ配布や広報紙やホームページなどで周知していきます。

3) 引き続き、公園や学校・幼稚園・保育園・児童館・交流センターなど、特に子どもが過ごす空間での使用自粛（殺虫剤についても同様に、安易に使わないことを徹底する。）

【回答：公園・施設課、教育施設課、幼児保育課、こども育成課、文化芸術課】

公園での除草剤の使用については、周辺にお住まいの方に理解が得られるよう、管理上必要最低限の使用にとどめています。また、使用をする際には、農林水産省の認定を受けたものを使用し、散布後に子どもが間違えて入らないよう、数日間ロープなどによる立入規制を実施しています。

学校及び幼稚園等の教育施設においては、子供たちへの影響を踏まえ、農薬・除草剤の使用は控えています。

保育所の庭での除草剤の使用は行っておりませんが、保育所の敷地内の木などに毛虫が大量発生して、子ども達に被害が及ぶ危険性がある場合には、農林水産省の認定を受けた安全性の高い殺虫剤を年に1回程度、休所日の早朝等に子ども達に影響が無いよう使用しています。また、数日間外遊びを控えるなどの対応もしています。今後も児童の健康に配慮し、適正に使用してまいります。

児童館では、農薬・除草剤の使用は原則として行っていません。ただし、児童館の敷地が広く、児童がほぼ立ち入らないような場所や芝生のある一部の児童館においては、農林水産省の認定を受けた安全性の高い除草剤を、年に1、2回程度、休館日に使用することがあります。また、殺虫剤についても使用は控えていますが、館内にハチが侵入してきた場合や樹木に毛虫が発生した場合には、児童に被害が及ばないことに配慮した上で、使用することがあります。今後も、児童の安全と健康に十分に注意を払い、除草剤や殺虫剤等を極力使用しないよう徹底してまいります。

地域交流センターでの除草剤の使用については、必要最低限の使用としておりますが、使用する際には、農林水産省の認定を受けたものを使用するとともに、散布後、子どもが間違えて入らないよう、数日間ロープなどによる立入規制を実施してまいります。

5. 有害化学物質の削減について

最近、香料付きの柔軟剤、洗剤などで体調不良を訴える問題＝「香害問題」が顕在化してきましたが、香料に留まらず、化学物質全般についての化学物質過敏症の問題としてとらえる必要があります。これらの問題を共有し、調査検討することを提案します。

1) 学校や保育所、幼稚園、その他の公共施設などでの香料自粛の働きかけ

すでにチラシを作って、各学校などへ配布いただいておりますが、今後も配布を継続する。また、チラシの内容をもう少し詳しいものに変更するよう検討する。

ポスターの掲示を行う。ホームページにも掲載して周知をはかる。

【回答：健康教育課、幼児保育課、健康増進課】

市立幼稚園・市立学校においては、保護者に啓発チラシを配布し、できる限りの配慮をお願いしています。今後も引き続き、児童生徒、保護者、教職員等への啓発に取り組んでいきます。なお、啓発チラシの内容や配布の時期等については、他の自治体の取組例を参考にしながら研究してまいります。

公立保育所での香りによる体調不良児の対応については、保育室の環境管理をするとともに、状況によっては香りから離れた場所で保育するなどの対応をしています。また、常に児童に声掛けし、本人の意思を尊重するなどの体調管理をしています。さらに、公立保育所で配布している「保健ニュース」で周知するなど、保護者にも働きかけています。

保健センター及びいきいきプラザでは、洗濯物に強い香料の洗剤や柔軟剤の使用を控える等、香料自粛を働きかけるポスターを掲示することで、市民に対して啓発をしています。ま

た、事業に使用するタオル等を保健センターで洗濯する際は、香料付きの柔軟剤の使用を控える等の配慮をしています。

2) 学校が行うアンケートに香料や化学物質についての質問項目を加える。

【回答：健康教育課、教育指導課】

学校が行っている学校生活アンケート等に香料や化学物質についての質問項目を加えることは、当該アンケートの趣旨からずれてしまうため、難しい状況です。

児童生徒の健康状態を把握するものとして、保健調査票を提出していただいています。当該調査票は、化学物質過敏症に特化するものではありませんが、学校に知らせておきたい様々な症状（化学物質過敏症等の症状を含む）を記載する欄があり、児童生徒の症状を個人的に学校にお知らせすることができます。個人情報であることと、自由記載のため、アンケートのように人数等の集計をする上では課題がありますが、今後も、学校において、児童生徒個々の健康状態を把握していきます。

3) 市の施設での有害化学物質削減

建材や壁紙の接着剤、ワックスなどに使う化学物質についても、配慮する。特に新施設の場合は、設計段階から化学物質対策について配慮する。

【回答：公共施設整備課】

建築物に使用する建材や換気設備については、建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制（平成15年7月1日施行）が適用されており、設計段階においても、法に基づき居室内の化学物質について配慮しています。また、新築した建物の居室内における化学物質濃度を測定する検査も行っています。

農業政策の充実

これまで課題である後継者不足、耕作放棄地増大に加え、異常気象・災害発生による甚大な農作物被害は後を絶たない状況で、農業持続のための復興支援は最優先と考えますが、下記の問題も継続して課題になっており、取り組みを求めます。

1. ソーラーシェアリングについて認可基準を見直す

ソーラーシェアリング自体は、小規模農家などの収入保障が行われる利点があり、推進には異論ありませんが、水守45haや鍋沼新田30haのような大規模ソーラーシェアリングについては慎重に許認可をすべきと考えます。水守のケースでは、4年たった今でも農業収益は確立されておらず、認可の過程も非常に不適切といわざるを得ません。現行の市や農水省のガイドラインでは対応できていません。農地面積が比較的広大なつくば市内の農地保全の観点から独自基準を持つのは重要と考えます。

例えば、認可申請にあたり、1ha以内の栽培実績を確認した後、段階的に拡大を認可し、最大適切規模を検討する。

【回答：農業行政課】

市では、ソーラーシェアリングに関するガイドラインを設けており、その中で、荒廃農地等については、1作以上の耕作を行い地域の平均収量を確保することや土壌診断を行うこと、計画作物によっては1年間の実証栽培を行うことなどを求めています。

また、1ha以上の規模の申請については、許可申請と同等の書類を用いて事前協議申請を提出し、農業委員との協議結果を得てから本申請をすることを求めています。

今後のガイドラインの改正については、法令等との整合性や国・県等の助言を踏まえ、検討していきます。

2. 就農者（特に女性農業者、家族経営農家）の実態把握を行う。

実態把握からの課題抽出を要望します。

【回答：農業政策課】

就農者の実態については、第2次つくば市農業基本計画策定のために行った農地所有者からのアンケートや、若手農業者・就農希望者座談会等のワークショップなどの活用により、実態を把握したいと考えています。

福祉の充実

1. 高齢者福祉

つくば市では団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者人口約56,000人、高齢化率23%、後期高齢者人口が、前期高齢者人口を上回る予測がされています。

ますます介護予防の充実によって健康寿命を延ばすことや、高齢者の社会参加を促すことが重要になります。誰でもが集える居場所づくりなどをはじめとする支援体制の整備が急務です。

また継続的に介護を担う人が介護離職や家族の崩壊などの状況に陥らないために様々な施策が必要です。

1) 地域交流センターを地域の交流と市民の居場所、ならびに地域福祉の拠点に

①地域の高齢者等が気軽に健康のことや困りごとが相談できるように、保健師等が各交流センターを巡回し、「よろず相談会」を開設する。

【回答：地域包括支援課】

現在、筑波地域包括支援センターでは、保健師等が地域の集会場や交流センター等に出向き、出張相談会を開催しています。今後は、他の地域包括支援センターにおいても、交流センターを含めた様々な場所で相談会を行えるよう検討していきます。

- ②高齢者が地域に住み続けられるように、地域交流センターが身近な生活支援センターとして機能するようにする。そのために、地域住民、民生委員、区長、見守り支援員、保健師、地域包括支援課が横断的に話しあい、情報共有ができる場を新たに設置する。

【回答：文化芸術課、地域包括支援課】

現在、各日常生活圏域ごとに生活支援体制整備の協議体（話し合いの場）を作り、市から各圏域の区長、民生委員、児童委員、シルバークラブ代表、ふれあい相談員、サロン活動、ボランティア等の方々に声をかけ、そこから有志の方々に御出席いただき、地域での支えあい活動について話し合いをしています。

地域交流センターについては、主に生涯学習に関する活動や地域活動の拠点として利用されていますが、更に高齢者の方にも身近な場所となるよう、関係部署間で調整していきます。

- ③地域住民の交流を図るために職員は積極的に地域住民とのつながりを作る。

【回答：文化芸術課】

地域住民が主催するまつりや団体のイベントなどの情報提供を含め、地域の活性化を図るため、更につながりを作っていきます。

- ④地域の交流の場としてロビーを今より使いやすくする。狭くても椅子、テーブルの配置を工夫することで居心地の良い空間にできる。飲食を可能にし、ちょっとした交流の場として地域にPRする。

【回答：文化芸術課】

ロビーでの飲食については、飲食物のにおい等、他の利用者への配慮として原則禁止としていますが、軽い飲食については、現在も相談に応じて臨機応変に対応しています。椅子やテーブルの配置については、避難経路を確保した上で、可能な範囲で居心地の良い空間作りを行っていきます。

2) 元気な高齢者が活躍している場や各地域の助け合い活動の周知

ふれあいサロンや居場所づくり、サークル活動などを周知し、まだ活動のないところには活動を促す。そして引きこもりがちな人が出ていけるような取り組みを、積極的に進める。

【回答：高齢福祉課】

平成30年度(2018年度)から高齢者地域ふれあいサロン補助事業を実施し、令和元年度(2019年度)は5団体に補助金を交付しています。引き続き高齢者の居場所づくりを支援し、事業の周知をしていきます。また、高齢者台帳をもとに、閉じこもりがちな高齢者に対し保健師が自宅を訪問し、サービスにつなげるような活動を行っています。

3) 介護離職を未然に防ぐための施策を持つ。

- ①「介護離職は社会の損失」なので、市内の主な企業の介護休業制度の利用実態を調査するなど実情を把握する。

【回答：高齢福祉課】

介護休業制度に関することは労働局やハローワークが管轄機関となっておりますが、市の福祉施策としては、介護離職につながる介護者の負担を軽減していくためにも、相談体制の充実とサービス利用の促進が重要であると考えています。

今後も引き続き、在宅での介護が困難な世帯のために、短期入所サービス等の利用促進と入所施設の整備に努めていきます。

- ②離職前に相談できる体制を整える。

【回答：地域包括支援課】

令和2年度(2020年度)からは、高齢者に関する総合相談窓口として、地域包括支援センターを市内6ヵ所に配置します。高齢者及び御家族等からの様々な相談に対応し、在宅介護が円滑に行われるよう取組んでいきます。今後も、支援を必要とする市民の方々が、身近な場所で相談でき、必要なサービス等を利用できるように努めていきます。

- ③緊急の際に対応できるショートステイ施設の拡充を求め、まずは特別養護老人施設への10床確保を促す。

【回答：高齢福祉課】

市では、ケアマネジャーがショートステイ施設の空床情報を共有できる仕組みにより、施設利用促進に努めています。現在のところ、つくば市においては、緊急時に対応できるショートステイ施設を確保できていると認識しています。

4) 担い手の育成

- ①介護事業では圧倒的にマンパワーが足りない。担い手（介護福祉士やケアマネージャー、ヘルパーなど）の育成を着実に進める。また資格を持ちながら就労しない人もいる。できない理由を把握し、対策を検討する。必要なら賃金の補填をする。

【回答：高齢福祉課】

現在、介護人材の確保及び介護サービスの向上を目的として、市内介護事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した方に対し、給付金を交付する制度を実施しています。また、市内の介護事業所等へ新規で勤務を開始した方または長期離職から復帰した方に対し、給付金を交付する制度も実施しています。引き続き、市内の介護事業所等に対し、この制度の周知を図り、人材育成に努めていきます。

②すぐ辞めないで長く働けるように働きやすい労働環境を整えるよう働きかける。

【回答：高齢福祉課】

令和元年度(2019年度)から市内の特別養護老人ホーム(地域密着型含む)において、入所者の要介護度が改善された場合、要介護度の軽減に資するサービス提供や介護度改善に向けた取組を評価し、施設に給付金を交付する事業を行います。その給付金は、介護職場における環境改善を推進するために活用することとしています。

③介護者のけがを防ぐためにも介護ロボットや福祉用具などの設備投資に補助をする。

【回答：高齢福祉課】

介護ロボットについては、国の介護ロボット等導入支援事業交付金を活用し、平成28年度(2016年度)には11法人に補助金を交付しました。今後も、国の補助金が活用できる場合には、事業所へ補助の案内をしていきます。

2. 障害児・者福祉

障害があっても、年をとっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという思いをかなえるためには、支援が必要です。それは地域の見守り、隣近所の声掛けや緊急のときの手助け、あるいは経済的なものやしきみ等、公的、私的にかかわらず大なり小なりの支援が求められます。つくば市が障害児・者にとっていつまでも住みやすいまちであるよう、以下の提案をします。

1) 地域で暮らすために不足しているサービスの充実

①ケアプランについて

- ・希望するサービスがケアプランに挙げられているか確認する。
- ・希望したが事業者の確保ができず使えていないサービスの実態を把握・検討し、事業者の確保に努める。

【回答：障害福祉課】

市内の指定特定相談支援事業所と連携し、障害福祉サービスを利用される方のうち、必要な方にサービス利用計画が作成されるよう努めます。

また、十分な利用に結びついていないサービスについては、茨城県と連携し、事業者の新規参入の促進に努めます。

②医療的ケアが必要な人のショートステイ事業の実現。

- ・現状では県南に施設がないので、引き続き県と連携して市内の医療機関及び介護老人保健施設に働きかけをする。

【回答：障害福祉課】

医療的ケアが必要な方のショートステイ事業については、利用可能な施設が県北・県西地域であり、県南地域に施設がないことから、県と連携し、市内の医療機関に対し、事業実施の要請を行っているところです。

2) 公共施設・公共交通のバリアフリー化

- ・つくたくに、電動車椅子で乗車できるバリアフリー車両の導入を進める。

【回答：総合交通政策課】

UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入は、各運行事業者において進められているところであり、つくたくへの導入は行っておりませんが、つくたく運行事業者へのUDタクシーの導入計画やつくたくへの導入可能性について調査するなど、利便性向上策の一つとして、検討させていただきます。

3) 道路・交通関連

道路工事や街路樹手入れの際、歩道を通行できないときに一般の歩行者だけでなく、車いすで安全に通行できる迂回路や推奨ルートを掲示する。また工事区間だけでなく、観光地、公共施設などにも同様の掲示を行う。

【回答：道路整備課】

以前実施した歩道改修工事において、両側の歩道の舗装版を剥がした歩きにくい状態で開放していた事例がありましたが、現在は、両側の歩道が同時に通りにくい状態にならないよう施工を工夫し、迂回看板も掲示しています。また、工事情報・迂回路について、主要な施設での案内も検討していきます。

4) 児童発達支援センターの建設に向けて

- ・消防署の跡地に設置する。
- ・当事者の声を集めて反映させることができるよう、計画づくりの折々に当事者団体などとの意見交換を行いながら進める。
- ・本格稼働後も地域の療育センターの稼働は続ける。人手不足で規模が縮小されないよう、人員増を計画的に進め、より充実した療育、相談支援を行う。親子通所が継続されるよう工夫する。
- ・児童相談事業で専門職のスキルアップを図る。

【回答：障害福祉課】

令和元年(2019年)7月に「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」から市に提言をいただきました。今後、いただいた提言を基に、児童発達支援センターの設置場所や事業内容等に加え、現行の福祉支援センターの在り方についても、関係者の方々の意見を伺いながら検討を進めていきます。

また、令和2年度(2020年)からは、児童発達支援センターの必須事業である障害児相談

支援事業を実施する予定であり、茨城県が主催する研修等に参加し、相談支援専門員の継続的なスキルアップを図っていきます。

5) 現在改良中のステップノートの活用

- ・ステップノートには各々のライフステージでの積み重ねを記録するようになっているので、各事業所と連携して活用する。不十分な部分は改良していく。
- ・病院もしくは保健センターで障害があるとみられる子どもの保護者に使い方を説明しながら渡す。
- ・保護者はスマホで情報を得ている人が多くなっている。スマホに対応するため にアプリ化をする。
- ・ステップノートの活用を事業所に呼びかける。目指す数字を設定する。
- ・ノートの使い方について保健師さんを対象に講習会を実施する。

【回答：障害福祉課】

「すてっぷのーとあゆむ」については、市の福祉支援センターを中心に周知や利用の御案内をしています。今後さらに有効な連携・活用に向け、対象者の支援に携わる福祉事業所や保健センター等からの意見や資料を加えられるよう検討し、改良を重ねていきます。

6) 出産後の兄弟児のケア

新生児の重病が判り入院を余儀なくされたとき、兄弟児を保育所で優先的に預かってくれる仕組みをつくる。現状では一時預かり保育で対応し、その後は相談に応じるとしているが、当事者の気持ちからすれば優先して受けてくれる仕組みが欲しい。

【回答：幼児保育課】

新生児の重病が判り入院を余儀なくされたとき、兄や姉を保育所で優先的に預かる仕組みについては、緊急な対応が必要であるため、市内保育所で実施している一時預かり保育を利用していただくことが最良と考えます。優先的な入所の仕組みについては、他自治体の状況等を踏まえ研究していきたいと思えます。

7) 特別支援教育におけるIT機器の利用に関して

各小中学校に設置されている特別支援学級での、タブレットなどの学習に使用する電子機器の持ち込みを許可する。障害によってタブレットをカスタマイズしている場合があり、自分のものを使いたい事情があることを理解する。

【回答：特別支援教育推進室】

タブレット等の持ち込みについては、特別支援学級だけでなく、通常の学級においても、学習を適切かつ効果的に進めるためにタブレット等の必要性が認められる場合には、本人または保護者から使用に関する申し出ができ、使用の目的や内容、管理の方法などについて、学校と保護者で十分な話し合いを行い、合意形成の上で、使用できることとしています。

8) 障害者の就労について

- ・地域の企業への働きかけはもちろん、障害者雇用を積極的に行う企業の誘致など、就労先の確保を積極的に行う。
- ・市役所の中にコーナーを設ける、地域交流センター等、公共施設の中に障害者団体が運営するコーヒースタンドを設置するなど、交流の場としても役立つような工夫をする。運営主体を募集するときは、複数の団体（事業所）に声をかけ、連携して運営できるようにする。
- ・一般就労は難しいが、働く意欲のある障害者のための起業相談窓口を設置する。

【回答：障害福祉課、産業振興課】

障害のある方への就労支援については、平成30年度(2018年度)から公共職業安定所と連携して、就労移行支援事業所等と障害者雇用を検討している企業側とのマッチングを図るため、就職面談会を実施し、一般就労に向けた取組みを行っています。

また、市では、つくば市商工会や株式会社つくば研究支援センターとの連携に加え、日本政策金融公庫や地元金融機関、大学や研究機関、コワーキングスペース運営事業者を巻き込んだ「オールつくば」の創業支援ネットワークを構築し、起業に関するワンストップ支援を確立しています。産業振興課が総合相談窓口となり、障害のある方も含め起業に関する相談を受付けています。

市の公共施設等での売店利用等については、障害のある方の活動場所の確保という観点から、関係部署間で協議を進めていきます。

9) 家庭用発電機の購入に幅広い条件で費用補助を

在宅で生命維持装置を使っている人にとって、災害時の電源確保は大きな問題である。

非常用家庭用の発電機を購入の際に費用の一部補助をするようになったが、条件を緩和して広い範囲で利用できるようにする。

【回答：障害福祉課】

家庭用発電機の購入費用補助については、その対象者を、非常時等で電力が供給されなくなった際に、命の危険に直結する方と想定し、常時人工呼吸器を装着している方としました。

非常時等の対応については、医療機関や福祉避難所への移送や、電力会社への事前相談の必要性なども考えられますので、個別に御相談いただき、対応していきます。

健やかに育つ環境づくり

明治時代から脈々と続く学校教育は、一斉授業が中心で、高度成長期までの社会では一定の役割を果たしてきました。しかし、自ら考え、学び、主体的に行動する人間を育てるには、こうした教育を改革していく必要があります。

つくば市では2020年度より、第二期子ども・子育て総合プランが始まり、またつくば市教育大綱が制定されることになっています。世界が大きく変化するなかで、一部の恵まれた子どもではなく、すべての子どもが人として尊重され、健やかに育つ環境をつくるため、さらに、自ら考え、行動する主権者を育てるために、次の提案をします。

1. すべての子どもに対し、学びの環境を整えるために

1) 教育機会確保法を踏まえた不登校支援の充実を図る

つくば市で不登校となっている中学生は全体の3%を超えます。また、統計には含まれていなくても、学校に行きづらい、部分的にしか行けない、という生徒は数多くいます。

そうした児童・生徒の相談・対応機関として教育相談センターがあり、スタッフが熱心に対応されていますが、受け入れ人数には限界があり、十分とは言えません。立地としても難しい場所にあります。教育機会確保法の順守を踏まえて以下の政策を提案します。

- ①市の中央～南部に教育相談センターと同等の機能を持つ施設を作る。その際は、フリースクールの活用も検討する。
- ②現在、民間で不登校支援を行っている団体に対する支援を充実させる。資金援助だけでなく、そうした団体への「登校」を出席日数としてカウントするなどの措置を行う。

【回答：教育指導課】

教育相談センターと同等の施設を市の中央～南部に整備することについては、今後検討すべき課題であると考えています。令和元年(2019年)10月25日に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出されており、その中で「民間施設等と積極的な連携を図っていくことが望ましい」と言及されていることから、フリースクールと連携して児童生徒を支援することも検討していきます。

また、同通知の別記1にて、学校外の公的機関や民間施設において相談や指導を受けたとき、一定の要件を満たすことで「校長は指導要録上出席扱いとすることができる」と明記されています。市でもすでに出席扱いとしている例もありますので、今後も児童生徒一人一人の状況に応じて、対応していきます。

- ③さまざまな理由で「学び」から遠ざかっている児童・生徒を支援するためにスクールソーシャルワーカーの拡充を行う。

【回答：教育指導課】

市では、スクールソーシャルワーカーの需要が高まっていることを踏まえ、令和元年度(2019年度)から、スクールソーシャルワーカーを北部(拠点校:秀峰筑波義務教育学校)と南部(拠点校:荃崎中学校)に1名ずつ、週2日、1日7時間45分の勤務で配置しています。茨城県でもスクールソーシャルワーカー事業を行っていますが、手続きが複雑なため、学校現場では市のスクールソーシャルワーカーを活用することが多く、「家庭訪問」「ケー

ス会議への参加」「専門機関との連携」と多岐にわたり対応しています。令和2年度(2020年度)からは、事業を拡充し、さらなる支援に努めていきます。

2) 学校図書館のあり方を再検討する

文部科学省は義務教育課程における学校図書館の位置づけとして

- * 児童生徒の「読書センター」としての役割
- * 児童生徒の「学習・情報センター」としての機能
- * 教員のサポート機能（資料取り寄せ、レファレンス等）
- * 子供たちの居場所の提供

等を掲げています。これらを実現するためには、常勤もしくはそれに近い形態で勤務する司書が必要です。まずは、中学校への配置をすすめて、さらに学校規模に関わらず、少なくとも開校日は勤務できるよう検討する。単年度での実施は難しい場合は、そのための複数年度にわたるロードマップを市民に提示することを提案します。

【回答：教育指導課】

令和2年度(2020年度)は、中学校への学校図書館司書教諭補助員の配置が進むよう検討しています。勤務日数については、予算及び人材確保の面での課題がありますが、拡充できるよう努めていきます。

2. 学習について

1) 学習支援について

該当学年全員が対象となる事業として、①「学びのひろば」②「学力診断テスト」（小3以上の茨城県のもの、小6、中3対象の文部科学省のもの）、③チャレンジングスタディがあります。

①について、本来の目的は難しくなってくる小4、5の算数を個々の状況に合わせて支援することです。しかし、現状では、前者は、夏休み期間のごく一部に一斉に県作成の問題集を解くのみとなっています。実際に難しくなってくるのは夏休み以降の単元であり、その意味では6年生への支援も必要です。実施時期について、また指導方法について本来の目的に合致するよう見直しを提案します。

【回答：教育指導課】

「学びの広場サポートプラン事業」の一環として位置付けられている「学びの広場（小学校版）」の実施時期については、事業主体の茨城県が、令和元年度(2019年度)から「夏季休業中に限らず、年間を通して10時間程度の補充学習を実施する」と方針を転換しました。これを受けて、市内の小学校29校のうち3校、義務教育学校4校のうち2校が夏季休業中の実施を取りやめ、代わりに朝自習の時間等に補充学習を実施しています。「学びの広場」の実施時期等については、今後も茨城県の方針に基づき、各学校で判断していきます。

②については、事前に過去問題を解かせると、課題が見えづらく、また、事後のフォローがほとんどなされていないことが課題です。まずは過去問題の配布をやめること、それではあまりに実際の授業内容とかけ離れている、という現場の声があれば、参加の有無を含めて検討することを提案します。

【回答：教育指導課】

茨城県教育研究会が実施する「学力診断のためのテスト」や全国学力・学習状況調査は、いずれも児童生徒の学習状況を把握し、教科指導を改善することを目的として行われています。各学校が毎年作成する「学校改善プラン」には、それらのテストや調査の結果に基づいた具体的な指導改善の内容が明記されています。そのため、学校では、事後に解答の確認や問題の解説を行っており、結果のみを返却してフォローをしないということはありません。

また、過年度と全く同じ問題が出題されることはないため、児童生徒が事前に過去問題を解いたとしても、出題の主旨や解法の本質を理解していなければ、本試験の結果を左右することはなく、過去問題を事前に配付することにより、教師が児童の実態を捉えたり、教科指導を改善する機会が増えるのであれば、実施の目的に適していると考えます。

いずれのテスト及び調査も、学習指導要領に則り、児童生徒が当該学年までに身に付けて然るべき知識・技能等に関する内容が出題されています。さらに、問題の主旨が新しい時代に求められる教科指導の在り方や授業改善の方向を示していることから、今後も参加を継続していきます。

③については、問題に解説がなく、また自分の苦手な部分を取り出して学習するシステムになっていません。インターネット上にはさまざまな優れた無料教材があり、一自治体で年間2500万円を拠出する効果のある事業なのかどうかの再考を強く求めます。それだけの金額をできればみらい塾などの人的支援に充てることを提案します。

【回答：総合教育研究所】

チャレンジングスタディは、無料の一般的な汎用問題と違い、つくば市が採択している教科書準拠となっており、児童生徒が学校の教科書と同じ単元の進み方で取り組むことができます。問題数は7万問を超えており、基礎、応用、チャレンジとレベル毎に分けられているため、自分の進度や理解の状況に応じて最適な問題を選択して学習することができます。学習の中で、つまづきが続くときには、自動で「ときかたチェック」をするページが出てきたり、ノートに書きとるよう促す等のアドバイスがあります。さらに、データフィードバックにより同じ程度の問題を5問追加したり、必要であれば基礎問題を追加したりしています。また、令和2年度(2020年度)の教科書改訂に伴い、問題の見直しにもいち早く対応しており、引き続き活用していきたいと考えています。

2) ICTを使用した教育に関して

2020年度から本格的に始まる新学習指導要領に対応するために電子機器の導入が進められています。電子機器の導入は避けられない流れであるとしても、「電子黒板」は旧来型の一斉授業をモデルとしており、本質的に、新指導要領に対応しているとは言えないのではないかと考えます。

また、ICTはあくまでも教育の「手段」であり、電子機器を扱うことを「目的」化すべきではないことを忘れてはいけません。情報処理学会・日本数学会など理数系学会8学会が名を連ねる「理数系学会 教育問題連絡会」からは以下のようなチェックリストが提案されており、現場の教員すべてが以下の全事項を満たしていることを確認されますよう強く要望いたします。

<資料>

- 【事項1】 「デジタル教科書」「デジタル教材」（以下、単に「デジタル教科書」と記します）の導入が、手を動かして実験や観察を行う時間の縮減につながらないこと。
 - 【事項2】 「デジタル教科書」において、虚構の映像を視聴させることのみで科学的事項の学習とすることが無いこと。
 - 【事項3】 「デジタル教科書」の使用が、児童・生徒が紙と筆記用具を使って考えながら作図や計算を進める活動の縮減につながらないこと。
 - 【事項4】 「デジタル教科書」の使用が、児童・生徒が自らの手と頭を働かせて授業内容を記録し整理する活動の縮減につながらないこと。
 - 【事項5】 「デジタル教科書」の使用が、穴埋め形式や選択肢形式の問題による演習の比率増大につながらないこと。
 - 【事項6】 「デジタル教科書」の使用が、児童・生徒どうしが直接的に考えや意見を交換しながら進める学習活動の縮減につながらないこと。
 - 【事項7】 「デジタル教科書」の使用により、授業の「プレゼンテーション化」や、児童・生徒に対するプレゼンテーション偏重・文章力軽視意識の植え付けが起きないようにすること。
 - 【事項8】 「デジタル教科書」の導入に際して、教員の教科指導能力が軽視されることがないように、また教員の教材研究がより充実するように配慮すること。
 - 【事項9】 「デジタル教科書」の導入に際しては、少なくとも当面の間は、現行の紙の教科書を併用し、評価や採択においては紙の教科書を基準とすること。
- *一般社団法人情報処理学会、社団法人日本化学会、日本化学会化学教育協議会、社団法人日本数学会、一般社団法人日本地球惑星科学連合、日本統計学会、社団法人日本動物学会、日本物理教育学会による「デジタル教科書」推進に際してのチェックリストの提案と要望（2010年12月）より

【回答：総合教育研究所】

電子黒板の効果的活用については、今後も研修等を積み重ねながら、新学習指導要領の理念である「主体的・対話的で深い学び」になるよう、運用面での強化を図るとともに、市内全教職員に周知徹底していきます。

3. 学校給食に関して

1) 学校給食ガイドライン策定を

つくば市では現在学校給食における地産地消推進ガイドラインを策定中です。地産地消にとどまらず、「食育」「安全・安心な原材料」に主眼を置いた学校給食全体に関する事項を含むガイドラインの策定を要望します。その第一歩として、ガイドライン策定に向けた市民との懇談会を立ち上げることを提案します。

具体的に懇談会で検討いただきたい事項は以下の通りです。

①つくば市ならではの給食とは

【回答：健康教育課】

市では令和元年(2019年)12月に、令和5年度(2023年度)までの指針となる「学校給食における地産地消推進ガイドライン」を策定しました。今後、このガイドラインに沿って、地場産食材の積極的な使用を進めるとともに、食育活動の充実、地域の活性化、環境負荷の低減等の取組をさらに推進しつつ、児童生徒の心身を豊かに育む学校給食を提供していきます。

②有機・減農薬野菜の積極的使用について

【回答：健康教育課】

有機栽培や農薬の使用を抑えた農産物の使用については、規格及び品質の保持、必要な食料量の確保、納入価格等の課題がありますが、地産地消推進会議等において生産者や食材納入業者等と協議していきます。

③外国産小麦の残留農薬問題や遺伝子組み換え・ゲノム編集食品問題について

【回答：健康教育課】

外国産小麦については、市場に流通している小麦は、農林水産省が定める基準において、輸入時に検査を行っており、市としては安全性が確認されている原材料であると考えています。遺伝子組み換え食品等の問題については、現在、給食食材の納入に関する規格等を示す「つくば市学校給食食材納入仕様書」の中で、納入食材について「遺伝子組み換え食品である旨の表示がないこと。」とする要件を記載しています。

2) 自校式給食の導入を

児童が増加しているつくば市においては、荃崎学校給食センターの老朽化もあり、新谷田部給食センター稼働後も余裕のある状況とはいえません。また、災害時の活用も鑑みて、まずは新設校に自校式給食の導入を要望します。

【回答：健康教育課】

自校式給食の導入については、当市において新しい給食センターである、平成25年度(2013年度)供用開始の「つくばすこやか給食センター豊里」及び令和2年度(2020年度)供用開始予定の「つくばほがらか給食センター谷田部」の効用や、今後の児童生徒数の推移とセンター全体の給食供給能力とのバランス等を勘案しながら、これまでの検討結果を踏まえて検討していきます。

4. 学校施設の充実

1) インクルーシブ教育

義務教育課程でのインクルーシブ教育が障害福祉への理解を進める大きな力となりえます。まず施設面についてインクルーシブ教育が進むように各施設の状況を調査し、引き続き推進する。特に給食用エレベーターが設置してある学校では、移動が困難な児童生徒が活用しやすい環境づくりを検討する。

【回答：教育施設課】

給食用エレベーターについては、人が乗降するエレベーターとは用途・目的及び設備構造が異なるもので、人が乗降するためには、改修等での対応は難しく、新たに設置する必要があります。現在、既存学校施設では、スロープ設置や自走式階段昇降機等を使用して対応していますが、新設する学校等では、人が乗降できるエレベーターの設置を行っています。今後も人の多様性を尊重し、自由な社会に効果的に参加することを可能にするため、障害のある人とない人が共に学ぶ教育環境づくりに努めていきます。

2) 学校プールの運用について

今後は共同利用、民間活用、地域への開放を含め学校プールをどうするのかについての方針を明確に持ち、それに向けた計画を立案する。

【回答：教育施設課】

プールの運用については、新設校の建設時においては、他校との共同利用を視野に入れて検討しています。既存校については、令和2年度(2020年度)に完成を見込んでいる学校長寿命化計画を策定する中で、各校のプールの現状等について調査を行い、それを基に部局間で協議を行った上で、方針等を検討していきます。

3) コミュニティスクール推進に向けて

地域に開かれた学校、また地域が学校を支援しやすくする体制づくりのために、地域住民が懇談のために集まりやすいスペースを用意する。

【回答：教育指導課】

一部の学校では、空き教室を利活用して、地域住民のコミュニティの場として提供しています。引き続き、各学校と地域の特性を踏まえ、地域社会との連携について検討していきます。

5. 中学校における部活動を補完する文化・スポーツの体制整備

全国的に教員の多忙化に2018年7月に中学校におけるつくば市部活動の方針が出され、部活の活動時間が削減されました。つくば市として、部活動の枠にとられない中学生の文化スポーツ活動の推進、放課後の居場所まで含めて関係者の議論が必要と考えます。保護者、

教員、生徒を交え、タウンミーティングを各地区で開催することを提案します。そういった議論を踏まえた上で、地域スポーツの体制整備に向けた具体的目標の策定を提案します。

【回答：教育指導課】

従来の部活動は、学校の教員が部活動顧問となり、運営を顧問だけで行ってきましたが、教員の働き方改革の推進と部活動を地域主体の活動に段階的に移行することを目的に、令和元年度(2019年度)に「部活動指導員配置事業」が国から委託されました。この事業により、市では、22名の指導員を配置していますが、人材の確保が難しい状況です。

また、荃崎、高崎、谷田部東中学校では、地域のスポーツクラブと連携し、週1回程度、スポーツクラブとして活動を行っていますが、この活動を行うためには、従来の部活動では発生しなかった入会費等の費用負担があるため、保護者の皆様に御理解をいただく必要があります。

このため、部活動の運営にあたっては、各学校の部活動ごとに保護者会等を開催し、部活動の在り方や顧問の運営方針など様々な視点から共通理解を図った上で、それぞれの部活動に合った運営をしていくことが重要であると考えます。

6. 多様な保育・幼児教育についての適切な支援と方針の策定

つくば市には、公立、私立のさまざまな保育・幼児教育の施設があり、それぞれが特色をもった運営をされています。10月から始まった幼児教育・保育無償化は、待機児童の増加を招き、保育の多様性や、多様な働き方や親子のかかわり方を選択する自由が損なわれる可能性があります。

保育や幼児教育についてはこれが正しいというもの無く、多様性を保持していくために、多くの市民で議論し続ける必要があります。そういった議論を経て、行政は保育・幼児教育の多様性を保持する役目があると考えます。現在、先進的な取り組みをしている長野、鳥取、広島各県のように、現在は無償化の対象から外れてしまっている施設について一定基準の認証制度を導入し、サポートするなどの形をつくば市で導入する、もしくは茨城県への提案を要望します。

保育・幼児教育施設について、行政としても積極的に情報発信し、多彩で特色ある保育環境があることをアピールしていくことが市の魅力発信にもつながります。つくば市ホームページやパンフレット、子育て総合支援センターや保育コンシェルジュが幼児教育・保育施設の魅力について情報発信ができるよう、要望します。

【回答：幼児保育課】

自然保育認証制度等の独自の認証制度については、すでに制度の導入実績のある長野県や鳥取県等の事例を調査しながら、つくば市においても導入に向け研究していくとともに、状況に応じて茨城県と協議していきます。

また、情報発信については、ホームページ、子育てべんり帳や窓口において各施設や事業

の一覧を掲載及び配布しており、認可保育園、認定こども園や小規模保育事業所については、教育保育の内容と特徴を公表しています。

7. 「遊び」の大切さについての広報

自ら考え、主体的に行動する、子どもを育てることは多くの人々の願いです。茨城県から提言が出ているように、「遊び」は子どもの健やかな発達に必要なものであるにも関わらず、現在の9割の子どもたちが放課後に外で遊んでいないという調査もあります（茨城県青少年健全育成審議会リーフレットより）。この何年かで子どもの「遊び」環境は劇的に変化し、「遊び」は危機的な状況です。つくば市として、積極的に「遊び」の必要性や大切さについて発信し、様々な施策を展開していくよう要望します。

【回答：教育総務課】

子どもたちの成長の過程において「遊び」は、他者への思いやりや自立心等を育むうえで、非常に大切であると考えており、現在策定中の教育大綱の中でも重要な理念として掲げられています。

今後は、教育広報「つくばの学び舎」等において、「遊びの大切さ」を広く周知していきたいと考えています。

男女共同参画の推進

男女共同参画推進基本計画に基づき多方面の取り組みを行い、庁内推進本部及び審議会などを中心に進めていることを評価し、以下を提案します。

1. 男女共同参画推進基本計画の「（仮）男女共同参画推進センター」を確実に設置する。

情報発信や各種相談、学校や職場などで講習会や啓発活動を行う市民へのアドバイスや資料提供、市民間の交流を行う拠点が必要です。この点は、基本計画第5章「推進体制」にも書かれています。男女共同参画全般について理解促進や意識の浸透を進めるために、センター地区にある施設の利活用見直しの際に、市民が気軽に立ち寄れる相談窓口や交流できる「場づくり」を求めます。

【回答：男女共同参画室】

（仮）男女共同参画センターは、平成24年（2012年）6月議会環境経済常任委員会において、「市民総合活動センター（仮称）」として市民活動センター、国際交流センター（仮称）、男女共同参画センター（仮称）の三つの施設を一つにして総合的なセンターを設立することが趣旨採択された経緯から、つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）の中でも、（仮称）市民総合活動センターとしての整備に向け検討を進めることとしています。

今後も、センター地区にある施設の利活用も含めて検討していきます。

2. 職場の環境づくり

これまでの施策推進はもとより、つくば市のスタートアップ事業など新たな事業の創出時にも、男女共同参画の視点を意識し情報提供や交流を進めて頂きたい。

【回答：男女共同参画室】

市では、仕事と生活の調和のための環境整備として、労働環境改善のための支援制度や事例の紹介等の情報提供・啓発を実施していますが、スタートアップ事業で新たに創出された事業所等に対しても同様に行っていきます。

3. 学習会などの開催

【回答：男女共同参画室】

男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるための「男女共同参画セミナー」を年間15回開催しています。

セミナーの内容は、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランス、キャリア形成、柔軟な働き方、再就職・職場復帰、男性の家事参加など多岐にわたり、多くの市民に参加していただいています。今後も引き続き、市民のニーズに合わせ、男女共同参画の推進に向けたセミナーを実施していきます。

4. 人間社会の多様性（ダイバーシティ）について理解を深め、推進体制を整備する。

【回答：男女共同参画室】

市では、性別に関わりなく人権が尊重され、男女がそれぞれの能力と個性を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、女性活躍の推進を始め、様々な取組を行っています。

また、性別に関わる多様性の一つである性的マイノリティの方々に配慮した取組についても、性的指向や性同一性障害等が差別につながらないよう適切な情報発信等に努めるとともに、人権尊重の観点から、異なる個性を有する人同士が、互いを理解・尊重しながら暮らせるような地域社会の実現を引き続き目指していきます。